

となる。豊橋市は和解金を負担しない。

浜名湖転覆事故

豊橋市和解応じる意向

責任認め、遺族に謝罪へ

浜松市の浜名湖で二〇一〇年六月に野外活動中のボートが転覆し、名古屋地裁豊橋支部で愛知県豊橋市章南中学一年の西野花菜さん(当時一三)が死亡し、両親が豊橋市などとした。損害賠償を求めた訴訟で、市側は二十四日、名古屋地裁豊橋支部で、和解に向けて前向きに検討する方針を示した。市側はおおむね応じる方向の考えを伝えた。

市側の弁護士は取材に「西野さんの命が失われたことに謝罪し、どうすれば事故を防げたか自省したい」と話した。記者会見した西

野さんの父親の友章さん(五三)は「預かった子どもを無事に帰せなかった学校の責任をまずは認めてほしい」と述べ、和解案の内容次第で和解に応じる可能性を示した。

豊橋市は七月の第一回口頭弁論で、事故責任を認めず全面的に争う姿勢を示した。その後、裁判所から双方に和解の打診があり、佐原光一市長が九月六日の会見で「できる

豊橋市、和解方針示す

浜名湖転覆訴訟

2010年の浜名湖ボート転覆事故で水死した中学一年生の両親が、愛知県豊橋市などに損害賠償を求めた訴訟の弁論準備手続きが24日、名古屋地裁豊橋支部であった。市側は、初めて事故の責任を認めて謝罪し、和解に応じる方針を示した。

市側の代理人弁護士は、市の法的責任について「事故との因果関係を認めるという、厳格な意味で市の責任を認めるわけにはい

かないが、広い意味では『こうすればよかった』と自戒を込めて(責任を)認める方向でいく」と話した。

事故は中学校の野外活動中に起きた。市立章南中学校の西野花菜さん(当時12)が亡くなり、両親が今年5月、中学校にも責任があるとして豊橋市などを提訴。8月に同支部から和解協議の提案があり、佐原光一市長は和解を進める考えを示していた。



発行所：豊橋市新栄町鳥居2番地
〒411-8666 南陽私書箱8号
東愛知新聞社
TEL 0532-32-3111
FAX 0532-32-3737

LEXUS
NEW LS L500
価格表示価格 830万円 (税込)
東三河唯一のLEXUS
レクサス豊橋
TEL 0532-61-5711
http://lexus.jp/

ぎょうの紙面
中華料理に舌鼓。「蘭華」が若草育成園の子どもたち招待
「ゾウの群れ飼育」
豊隆会が80周年褒章
豊橋でASC同窓会合同
技能五輪盛り上げ

ボート事故裁判 豊橋市と和解

安全確保義務違反認める

きょう佐原市長「謝罪会見」

第3回弁論手続き

2010年6月に浜名湖で起きた課外授業中のカッターボート転覆事故で、死亡した豊橋市章南中学校の西野花菜さん(当時12)の両親、西野友章さんと光美さんが豊橋市などを相手に起こした損害賠償請求の第3回弁論手続きが24日、名古屋地裁豊橋支部であり、市は安全確保の義務を怠ったことを認めるなど遺族側の要求を全面的に受け入れ、和解が成立した。

9月24日の第2回弁論手続きで、市側は裁いて両親に謝罪する、事故を検証して再発防止義務違反については完全



「今はほっとした気持ち」と話す西野さん

「豊橋市の中野地区市民館で」

には認めていなかった。遺族側は、過去の判例を引き「校外学習を業者委託した場合でも、生徒の安全を守る義務は学校側にある」と主張、和解案に盛り込むように要求。市側は全面的に認めた。謝罪は校外学習での安全対策に不備があった一具体的には三ヶ日青年の家が作成した訓練プログラムをしっかりと検討して、安全性をチェックするなどしたかった、ことを認めて行うように求めた。

和解案に盛り込まれた「安全配慮を怠った責任を認め、公式の場で佐原市長が謝罪」を市側は了承した。盛り込まれなかったが、遺族側が求めていた遺族のこころをなぐさめる謝罪文を広報とよはしおよび市HPに掲載する「についても市側は行うことを決めた。市側の足立陽一郎弁護士は和解案の全面受け入れについて「花菜さんが亡くなったことに対し、どうすればいいのかを真摯(しんし)に考えた結果」と述べた。

黄金色の実深



黄金色に色づいたキンナン「岩田運動

するの、なぜこんなに時間がたったのかと複雑な気持ちで明かした。二度と事故が起こらないよう、風化させずに、後世に伝えることが、遺族の努めだと思ふと話した(今回の事故に関する冊子などは、11月4日から11日

小林県議会議長が英・仏両国を訪問 来月4日から 小林県議会議長(豊川市選出・自民)は、11月4日から11日

消防団強化と防災対策

全国評議員会に提出へ

豊橋で東海市議会
議長会 理事会

愛知、岐阜、三重、静岡の4県の市議会でつくる東海市議会議長会(会長・高橋正岐、市議会議長)は24日、豊橋市花田町のホテルアソシア豊橋で第257回理事会を開いた。可決した4議案のうち、消防団の充実強化と地震津波防災対策の2議案を11月8日の全国市議会議長会評議員会に提出することを申し合わせた。議長会は、4県の95市議会議長がメンバーで理事は24市が務める。春に総会を行い、秋と冬は理事になって市議会の持ち回り理事会を開いている。この日は、

きょうの天気 10月25日(木)
北設楽地区 晴 10% 最高気温予想19℃
新城地区 晴 10% 最高気温予想21℃
豊橋・豊川地区 晴 10% 最高気温予想20℃
田原地区 晴 10% 最高気温予想21℃
水連ダム 水量1676万8000ℓ 貯水率59.0% 対前日+4.5% 最大貯水量2842万ℓ

東日新聞

TONICHI NEWS

発行者 東海日日新聞社

http://www.tonichi.net

〒440-0874 愛知県豊橋市東山90番地 TEL.0532-53-2800 FAX.0532-53-7222 E-mail:post@tonichi.net

地域を笑顔に――

- ② 鈴木克昌氏国会近況語る
- ⑧ 堀田助入さんバステル画展
- ⑬ 8-1グランプリ北九州反省会

東日新聞
ピンクリボン
キャンペーン
2012

きょうは、きょうのこころ
――きょうのこころを――

交通事故死ゼロの日
毎月10日・20日・30日

★反対側 光る窓の心は
★うなづく心で 思いやりの心があるか？
★運転中 緊張マージンに 思いやり

豊橋市交通安全協会
豊橋市交通安全協会
豊橋市交通安全協会

豊橋市が責任認め和解

両親も和解受け入れ

きょう佐原市長会見

―― 浜名湖転覆事故裁判 ――

浜名湖(浜松市)で10(平成22)年に訓練用の手こぎボートが転覆し、豊橋市豊南中学校の西野花菜さん(当時12)が亡くなった事故で、両親が豊橋市などに損害賠償を求めている訴訟の弁論準備手続が24日、名地裁豊橋支部(田近年則裁判長で開かれた。豊橋市は責任を認めて両親に謝罪する裁判所からの和解案を受け入れて和解が成立した。父親の西野友幸さんは「私たちの妻が受け入れられて安堵(あんどう)している」と感想を語った。訓練を実施した「三ヶ日青年の家」の設置管理者、静岡県とは12月に和解が成立する予定。施設管理者の「小学館集英社プロダクション」とも同日、和解が成立した。

裁判所から示された和解案には、豊橋市に対して校外学習における安全マニュアルを策定してないことや指導員に乗船を求めなかったこと、乗船者名簿を有効に活用せずに救助が遅れたこと、などについて同市が責任を認めて原告に謝罪する内容で、学校行事で生徒の安全を守るには教職員であり、再発防止に努めていくことも記されている。

25日に和解成立について佐原市長が会見を開き、西野さん夫妻への公開での謝罪は別の日にけられる予定。

同市の弁護士、足立陽一郎弁護士は「市のホームページや広報とよはしへの謝罪内容の掲載も考えていく」としている。

会見に臨んだ西野さんは「娘を失った悲しみが薄れるわけではない。責任を認めるのに、なぜこん

会場で和解成立について語る西野さん(豊橋市中部地区市民館で)



なにも時間と労力がかかるのかという思いもある」と心境を語り、責任を認めない方針から一転して裁判所からの和解案を受け入れたことについて「方向転換した理由を開きたい」と語った。

西野さんは、3月に同市へ謝罪を求め、市側が責任を認める申入書を提出。市側から明確な謝罪はなく提訴に至った。9月24日に開かれた

「両親に対しあらためておわび」
佐原市長コメント
あらためて亡くなった西野花菜さんのご冥福をお祈りし、ご両親に癒やしを届けたことにおわび申し上げます。

とりあえず、お好きな曲を「両手」で一曲
ピアノ(キーボード)科
●入学試験 ●完全個別レッスン(個人別スケジュール) ●1,500円/回(時間)
大人のための音楽教室 ☎(0532) 56-0860

風針 松山 対策に、農薬の空中散布を行なった。しかし副作用が大きい。批判の対象となり、この地方ではほとんど行われなくなった。▼企業や団体で業績が悪化するなど、全員を集めて「やる気が足りない」などと言って、奮起を促すことが多かった。今も、そうした習慣は残っている。▼少年野球にしろ、チビっ子サッカーにしろ、負ける側、監督が全員を集めて「やる気があるのか。お前ら、気持ちで負けているんだ」などと精神論をぶつ。そうした光景を時折見かける。▼子どもたちなりに一生懸命やったのに、なぜ怒られるのか。訳が分からぬまま、風が去るのを待っている。だから、今後に役立つこともない。▼選手一人のエラーや社員一人のミスでも、チーム全体、あるいは企業全体を非とし、パッシングすることが多かった。何事も全責任に及んだ。空中散布もそうだが、全体を戒めることで、良い芽まで摘んでしまつていってしまう。とくに子どもはそうだ。

企業経営者、人事担当者の皆様へ!

～ ISOが、貴社の人事政策のお手伝いをさせていただきます。～

地域密着型 総合人材サービス

(厚生労働大臣許可 一般労働派遣業許可番号 第23-04-0001/有労働紹介事業許可番号 23-04-0-0006)

株式会社



☎0532-52-1771(代)

豊橋市上佐馬町124-2-1 ISOビル2F(専用駐車場完備) http://www.iso.co.jp

田原市図書館

総合人材サービス

人材派遣・人材(正社員)紹介
学生就職支援・シニア再就職支援
キャリアカウンセリング・アウトソーシング

(翻訳・書類作成等)

野外教育 整わぬ研修

ボート事故和解 実施、教委任せ

浜名湖ボート転覆事故訴訟で24日成立した和解では、豊橋市は従来の姿勢から一転して責任を認め、教職員が野外教育の安全管理についての研修など「不断の努力」をすると約束した。だが、全国の学校現場では教職員の野外教育研修は義務化されておらず、各地の教育委員会に任されているのが現状だ。

和解条項によると、市は「生徒の安全を守るのは第1次的に教職員だと自覚し、再発防止に向けて不断の努力をする」とした。文科科学省は、子どもたちが自然の中で学ぶ野外教育を推進している。同省に



「(事故を)無駄にせず、先生がしっかり取り組んでいけるよう願う」と話す原告の西野友章さん(24日、豊橋市)

■豊橋市長、これまでの主な主張

4月中旬

取材

静岡県と同じように謝ってないと言われても分からない。同県が管理している有名な指定管理者(に任せた)。校長先生も海上の気象の変化が分かるわけがない。行事をやった責任は市役所にあると言われるが、違うと思う。行事をやったことを私は少なくとも知らない。

5月7日

定例会見

先生方は十分に行動されたというふうに思うしかない。事故報告を見る限り、(先生の行動が)原因となって事故が起きたということではない

7月4日

訴訟での答弁書

事故を、専門的な知識・技能を有しない学校側が容易に想像できるはずもない。これまで指導員の乗らないボートの安全性に問題はなかった。ボート出港時は雨は断続的に強く降っていたが、出港基準自体はすべてクリアしている状況において校長が中止の申し入れをすることなど到底できるものではない。

7月9日

定例会見

訓練の中で校長や教員らが一般的に求められている安全配慮義務は十分果たしていた。船は一般的に、どんな船でも危険かと言われれば、それはその通り。一般論とは関係ないでしょ。

10月24日

和解成立受けコメント

ご両親と法廷の場で争うことは本意でなく、裁判所から提示された和解案をそのまま受け入れさせていただきました。

によると、2010年度には31道県教委が、教職員の初任者研修を各地の「青少年自然の家」などの施設で実施した。ただ、研修内容は

今年7、8月にあった愛

各教委任せ。初任者研修の中でどこまで野外教育についての指導が盛り込まれているかまでは同省は把握していない。

野外教育の指導者を養成しているNPO法人「国際自然大学校」(東京都狛江市)は、東京都内の市教委の初任者研修に専門講師を派遣し、野外教育における安全管理についての知識を

伝えている。

知県教委の初任者研修は、海辺の生物観察や砂の造形活動をしたが、外部講師は呼ばなかった。また、野山に出かける実地研修は、教員を続ける間、この1回だけだったという。

文科省の担当者は「命に関わることなので研修の機会には設けている。だが研修は任命権者である都道府県がするのが原則で、一律の義務化は難しい」と話す。(井上充昌)

浜名湖転覆で和解

豊橋市 後日、遺族へ謝罪

浜松市の浜名湖で2010年、愛知県豊橋市立章南中学校の校外学習中にボートが転覆し、水死した西野花菜さん(当時12)の両親が豊橋市などに6829万円の損害賠償を求めた訴訟で24日、名古屋地裁豊橋支部(田近年則裁判長)で和解が成立した。

同支部が、豊橋市側が安全を確保する義務を怠った責任を認めて両親に謝罪し、再発防止に取り組むなどとする和解案を示していた。この日和解に応じたのは同市と、校外学習を実施した静岡県の施設の運営を委託された「小学館集英社プロダクション」(東京)。静岡県は、県議会の承認を受けたうえで和解する。

和解金は、静岡県と同じロダクションが両親に支払う。豊橋市の佐原光一市長は25日に会見を開き、和解に至った経緯について説明する。後日、両親に謝罪するという。

(一部地域で記事が重複します)

「安心の半面不信」

遺族が会見

花菜さんの父・友章さん

(53)は和解成立後に会見し、「労力と時間をかけてやっと豊橋市に認めてもらえた。どうしてもここまで

■名古屋地裁豊橋支部が示した和解案

- 1 豊橋市は、中学校の校外学習で西野花菜さんの尊い命が失われ、両親である原告らに癒やしがたい悲しみと多大な心労を与えたことに対し、謝罪する。
- 2 市は、次の点について責任があったことを認め、原告らに謝罪する。
- ①市教委は事故当時、校外学習における安全マニュアルを策定していなかったため、安全対策や危機管理体制が学校任せの状況で、適切な指導、助言を行う体制がなかった。
- ②市教委は校外学習について、管理職への危機管理の研修や情報を共有する体制が不十分だった。
- ③学校が、委託先が作った手こぎボートの訓練プログラムの安全性をチェックしていなかった。
- ④学校は、船に指導員が乗るよう求めなかった。
- ⑤事故当日に訓練が実施できるかどうか、委託先の判断に全面的に依拠し、学校が独自に検討せず、委託先の判断をチェックしなかった。
- 3 これらの内容について、市長が原告らに謝罪する公式の場を設ける。
- 4 市は和解の趣旨を踏まえて検証を十分に行い、安全対応マニュアル改定などの体制の整備と、実効的な運用に最大限つとめる。生徒の生命・身体を守ることは第1次的に各学校の教職員であることを強く自覚し、再発防止に向けて不断の努力をする。

かったのか」と憤った。

妻の光美さんとともに市側の責任を問い続けた2年4カ月間。署名を募り、議会に請願し、市長にも謝罪を求めた。友章さんは「(和解して)安心した半面、市に対して不信感を抱いている」と語る。

両親の代理人の小林修弁護士によると、市側が責任を認め謝罪するとの内容で和解することを経験所から促された後、市側の対応に変化があったという。ただ、友章さんは「市は、主體的にはなく裁判所に従っただけで、根っここの体質は変

わっていない」と指摘した。市の広報誌やホームページに和解条項の全文の掲載を頼んだが、「スペースがない」として一部しか載らなかった。事故を風化させないため、友章さんはホームページを作って全文を載せるつもりだ。

2012.10.25

新聞新刊

(1)

昭和16年11月29日第三種郵便物認可

責争

正

ボート転覆死亡和解

浜名湖の 事故訴訟 豊橋市が謝罪へ

浜名湖で2010年6月、県立三ヶ日青年の家（浜松市北区）のボートが転覆し、豊橋市立草南中1年の西野花菜さん（当時12）が死亡した事故で、両親が豊橋市と静岡県、指定管理者小学館集英社プロダクション（東京都）の3者を相手に損害賠償を求めた訴訟の弁論準備手続が24日、名古屋地裁豊橋支部（田近年則裁判長）であり、豊橋市、指定管理者と和解が成立した。静岡県も県議会の承認を経た上で、12月下旬の和解を目指す。

●関連記事29面へ
豊橋市は和解条項に

従い、野外活動時の引率教員の判断ミスや危機管理体制の不備を認めて両親に謝罪する。佐原光一市長が25日午後、市役所で謝罪会見を開く予定。

指定管理者とは、和解金を支払う内容で合意した。具体的な金額は明らかにしていない。豊橋市は和解金を負担しない。

西野さんの両親は今年5月、生徒の安全に配慮する義務を怠ったとして、計約6800万円の損害賠償を求めて3者を提訴。県と指定管理者は当初から、和解を進める意向を示していた。

豊橋市は「施設を運

営している静岡県や指定管理者とは立場が違ふ」などとして争う構えだったが、9月に開かれた弁論準備手続で主張を転換。謝罪する方針を固めたため、和解に向けた協議が進展した。

衷心よりおわび

佐原光一 豊橋市長のコメント 西野花菜さんの冥福をお祈りするとともに、両親に癒や

しがたい悲しみや多大な心痛を与えたことに対し、衷心よりおわびする。法廷で争うことは本意ではなく、裁判

所の和解案をそのまま受け入れた。

速やかに対応する

静岡県教委の活洲みな子社会教育課長のコメント 損害賠償請求がなされて以来、一貫して和解の意思を表明してきた。和解の道筋が付いたので関係者と調整し、和解に向けて速やかに対応する。ご遺族に対しても引き続き誠意を持って対応する。